

衆議院 総務委員会 議 録 第 七 号

平成十三年三月十五日(木曜日)
午後三時四十一分開議

出席委員

委員長 御法川英文君

理事 荒井 広幸君

理事 渡海紀三朗君

理事 荒井 聰君

理事 黄川田 徹君

理事 赤城 徳彦君

河野 太郎君

七条 明君

橋 康太郎君

林省之介君

平井 卓也君

伊藤 忠治君

大谷 信盛君

武正 公一君

松原 仁君

山村 健君

山名 靖英君

春名 真章君

重野 安正君

野田 毅君

佐藤 勉君

平林 鴻三君

田並 胤明君

浅野 勝人君

左藤 章君

阪上 善秀君

滝 実君

野中 広務君

菱田 嘉明君

宮路 和明君

大出 彰君

玄葉光一郎君

中村 哲治君

山井 和則君

高木 陽介君

佐藤 公治君

矢島 恒夫君

横光 克彦君

総務大臣

総務副大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

政府参考人

(総務省大臣官房審議官)

政府参考人

(総務省人事・恩給局長)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官)

片山虎之助君

遠藤 和良君

滝 実君

山名 靖英君

衛藤 英達君

大坪 正彦君

三沢 孝君

政府参考人
(厚生労働省老健局長)
総務委員会専門員
堤 修三君
大久保 暁君

委員の異動

三月十五日

辞任

谷 洋一君

山本 公一君

山村 健君

同日

辞任

七条 明君

林省之介君

大谷 信盛君

補欠選任

林省之介君

七条 明君

大谷 信盛君

同日

補欠選任

山本 公一君

谷 洋一君

山村 健君

三月七日

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

は本委員会に付託された。

三月六日

公害財特法の適用期限の延長等に関する意見書(愛知県議会)(第九〇三号)

同月十二日

強制的な市町村合併反対に関する意見書(島根県美都町議会)(第一〇八四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○御法川委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

恩給法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○片山国務大臣 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引き上げ等を行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図らうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、傷病者遺族特別年金、實在職年六未滿の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額の増額であります。

これは、低額恩給の改善を図るため、平成十三年四月分から、傷病者遺族特別年金については二千五百円増額して四十万二千円に、また、實在職年六未滿の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額については各千円増額して、それぞれ五十六万七千四百円、三十九万九千円に引き上げようとするものであります。

第二点は、遺族加算の年額の増額であります。

これは、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るため、遺族加算の年額について、平成十三年四月分から、公務関係扶助料に係るものにあつては三千円増額して十四万五千二百円に、傷病者遺族特別年金に係るものにあつては二千四百円増額して九万六千三百十円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

第三点は、扶養加給の増額であります。

これは、平成十二年度における公務員給与の扶養手当の改善に準じ、傷病恩給及び公務関係扶助料を受ける者に、未成年の子、父母等の扶養家族または扶養遺族があるとき、二人までは一人につき六千円増額して七万二千円に、三人目以降については一人につき一万二千円増額して三万六千円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○御法川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○御法川委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房審議官衛藤英達君、総務省人事・恩給局長大坪正彦君、厚生労働省大臣官房審議官三沢孝君及び厚生労働省老健局長堤修三君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○御法川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山井和則君。

○山井委員 質問に先立ちまして、先日、文芸春秋を私、読ませていただきましたら、片山大臣と宮崎緑さんの対談が出ておりました。その中に、これからの地方分権のあり方やIT基本法の問

題、そして放送のデジタル化、また郵便局の今後
のあり方について書いてあります。非常に、大臣
の思いがわかりやすく私も理解できました。

それでは、きょうのこの法案であります恩給法
等の一部を改正する法律案について質問させてい
ただきたいと思ひます。

まず最初に、この法案については賛成であるとい
う私の立場を述べさせていただきます上、質問
をさせていただきます。

この法案趣旨の最初に、「経済情勢等にかんが
み、」というふうなことが書いてあるのですが、
これはどのような経済情勢を指すのでしょうか。

なぜこのようなことを聞くかといふと、消
費者物価も低下する中で、ほかの年金は据え置き
になっております。恩給のベースアップがない中
で、なぜ普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部
を引き上げるのか、その趣旨をお答えいただきた
いと思ひます。

○片山国務大臣 今お話がございました恩給の改
善につきましては、恩給が国家補償的な性格を持
つという特殊性がまず一つありますが、その特殊
性を考慮しながら、公務員給与の改定や物価の動
向など、そういうものもろの状況の総合勘案、こ
ういうことでございまして、今回私も大変心
配しましたのは、平成十二年度は公務員給与の改
定が見送られた、物価がマイナスである、こうい
うことの中で、公的年金をどうされるのかな、こ
ういうふうに考えておりましたが、結局、最終的
には、年金額の引き下げは行わない、据え置く、
こういうことにいたしましたので、我々も、少な
くとも恩給年額は据え置いてもらえ、こういう
ことで強く折衝をいたしまして、予算折衝の結果、
そういうことになったわけであります。

ただ、恩給制度の中でも最も低額な恩給である
戦没者の遺族等に対して給付されます遺族加算な
どにつきましては、やはり冒頭に言いましたよう
に、恩給の国家補償的な性格ということを重視し
たしまして、これは少なくともその処遇の改善を
図るということから、また関係者の方の強い要望

等がありますので、ぜひお願いする、こういうこ
とで、最終的には、大臣折衝の結果、恩給制度内
のバランスにも配慮しながら、現下の財政状況の
中ではこのくらいと、こういうことで妥結したわ
けであります、我々としてはこれはやむを得な
かったな、こういうふうにしていただいております。

○山井委員 そういふ意味では、格差の是正、底
上げというふうに理解させていただきたいと思ひ
ます。

さて、今百四十五万三千人の方、そして平均年
齢八十一歳の方が恩給を受けておられます。

例えば、私もこの旧軍人普通恩給受給者の生活
状況調査報告書というのを今回読ませていただき
ました。少し私が感じたところをいくつか申
上げますと、例えば旧軍人普通恩給受給者の場
合、平均年齢八十二歳で、平均収入が恩給と公的
年金、これは国民年金や共済年金、厚生年金です
けれども、平均年齢が七十七万円、それで七一
%の方が病院に通院しておられる。そういう意味で
は、八十歳という、もうほとんど平均寿命にも
達しておられるわけです。それで、五%が既に入
院をしておられるという実態です。また、一二%
の方が介護を受けておられます。また、旧軍人公
務扶助料の受給者、すなわち、遺族の調査でも、
健康であるという方は一%しかなくて、余り健
康とは言えない方が五九%、病気で一日じゅう寝込
んでいるという人も一〇%おられるわけです。今
少しか言わせてもらいましたが、このような今
の受給者全体の状況について、どのように認識あ
るいは把握しておられますでしょうか。

○遠藤副大臣 お答えをいたします。
恩給の受給者の生活状況につきましては、今お
話がありましたように、昭和五十一年度以降、毎
年度、順次、恩給の種類別に、家族の構成である
とか就業状況、世帯の年収、家計に占める恩給の
役割、公的年金の受給状況あるいは健康状態、ま
た受給者の意見とか要望等につきまして調査を行
いまして、その把握をしているところであります。
最近の調査の結果を概観いたしますと、まず第

一点としては、恩給を主たる収入としている者、
その方は、増加恩給受給者、これは公務で重度の
障害を残された方ですけれども、この方々の中で
は特に多く、大体約六割の方が主な収入を恩給に
頼っているというところでございます。また、文官
の普通恩給や普通扶助料とか旧軍人の傷病年金等
の受給者については、約三割の方が主な収入を恩
給に頼っているというところでございます。

それから、公的年金の受給状況については、旧
軍人の普通恩給や普通扶助料、傷病年金受給者に
ついては公的年金を受給している者の割合が約八割
から九割程度となっておりますが、一方、旧軍人
の公務扶助料受給者は六割を切るという状態に
なっております。

また、受給者の意見とか要望を聞きますと、い
ずれの調査におきましても、恩給があることに
ついて感謝をしているという声が多いと同時に、恩
給の増額を求める要望が大変多い。特に、低額の
恩給の皆さんの中にそういう声が多いということ
でございまして、今回も、第二次折衝でその部
分は増額させていただいたということございま
す。

○山井委員 資料では、恩給受給者が非常に高齢
化しているということが見てとれます。今、遠藤
副大臣がおっしゃいましたように、この調査の中
でも、要望のトップが恩給の増額、これはある意
味で当然なんです、それに続いて手続の簡素
化、手続の広報の充実、また裁定に対する疑問や
不満、相談窓口の充実というように出てお
りますので、ぜひともこれらの要望についても対
応していただきたいと思ひます。

それで、病院にかかっておられる方やホーム
ヘルパーにかかっておられる方が非常にふえてい
る。恩給以外のサービスについて厚生労働省に聞い
てみたところ、戦傷病者の特別看護法により、ま
ず公費負担で傷病軍人には無料で医療を行っている
などという取り組みがあるということなんです、
これからますます受給者が高齢化していくとい
うふうに思ふんです。総務省としては、このよう

お金の問題だけじゃなくて、非常に弱っていかれ
る恩給受給者に対して、どのように対応されよう
としているのか、御答弁をお願いします。

○遠藤副大臣 お尋ねのように、平成十二年三月
現在におきまして、恩給の受給者の平均年齢が八
十一歳というところで、今後その年齢が上がるだ
ろうと予測されるわけでございます。こういう高
齢化に対して、大体三十万人ぐらいの方々からい
ろいろな御相談がございまして、それに對
して専門的に御答えができる相談室を設けて、恩
給に関する幅広い知識とか経験を有する職員を配
置いたしまして、親切丁寧な受給者の立場に立っ
て御相談にに応じているというところであります。

あるいはまた、恩給の受給者に対する通知書等
につきましては、できるだけ文字を大きくした
り、わかりやすい文章にしたいと思ひまして、御
高齢の方にも十分に理解をしていただくように
配慮をしているところでございます。

あるいは、恩給の受給者のみならず、受給者の
相談相手になっておられます近親者の方々、御家族
の皆さんとかそういう方々にも御理解をいただい
けるように努力をしております、より一層相談業
務を充実しながら丁寧に対応していきたい、この
ように思っております。

○山井委員 高齢化しておられますし、遺族の方
もまた高齢化しておられますので、その辺の対応
をよろしくお願いいたします。
それで、今後の恩給受給の見通しについて、次
にお伺いしたいと思ひます。
現在は、先ほども述べましたように、百四十五
万三千人なんです、聞くところによりますと、
二〇一〇年、九年度には百万人を割るんではない
かということも聞いたんですが、対象者数や金額
について、長期的にはどのような見通しを持って
おられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○遠藤副大臣 恩給の受給者の将来推計というこ
とでございまして、これは、恩給受給者の失権に
よる減少というものをどのように見込むかという
のはなかなか推定困難なんですけれども、仮に、

平成十三年度予算において見込んだ人数が百四十五万人おりますので、それを基礎にいたしまして、厚生省が作成しております平成十一年簡易生命表の年齢別死亡率等を用いて機械的に計算をいたしますと、十年後の平成二十三年には約八十四万人になるだろう。これは、対十三年度比五七・九%です。それから、十五年後、平成二十八年には約四十七万人になるだろう。これは、対十三年度比三二・一%でございます。

その後はどうなるかということでございますけれども、推計に不確定なものがかなりありますし、個別の、例えば婚姻とか養子だとかいう要素がございしますもので、ゼロになるのはいつかという、確定はできないわけでございしますけれども、おおむね、三十年後の平成四十三年にはかなりの少人数になるだろう、このように見込まれるところでございます。

○山井委員 こればかりは、減っていくというのは仕方がないことなんですけれども、こういうことに、ある意味ではほかの年金と統合してはどうかというような意見もあるわけなんです。今後、選択肢の一つとして御検討いただければと思います。

次に、ちょっと変わります、在日韓国人などへの弔慰金についてお伺いしたいと思います。

まず、外国の例なんです、恩給について、第二次世界大戦で戦ったのはかの国は、国籍のない人に対してどのように扱っているのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○滝大臣政務官 外国における扱いの問題でございますけれども、まず、文官と軍人それぞれが、そもそも国籍を要件としているかどうかという問題と、それから今度は、実際に発生して恩給を受け取った後、国籍が変わった場合にどうなるのかというふうないろいろな問題があるわけでございしますから、一概には言えないと思っておりますけれども、アメリカとかイギリス、そういうようなところでは、概して国籍の要件を外しているようなケースが多分にある。

それに対して、例えばドイツ、フランス、イタリア、いわゆるヨーロッパの大陸系の場合には国籍を恩給の条件にしている、そういうようなことが見受けられるのではないかとこのように思っております。

○山井委員 一九八二年の外務省の調査というのをちょっと見てみたら、アメリカ、イギリス、フランス、イタリアなどは国籍事項がなく、国籍にかかわらず同等に扱っているというように書いてありました。日本でなぜそうできないのか、そもそもなぜ日本に国籍事項を設けたのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○滝大臣政務官 日本の場合には、おっしゃいますように、恩給法の九条で、国籍を失ったときは恩給受給権を失うという規定をいたしておるわけでございまして、この規定は、大正十二年に現在の恩給法の制定以来、そういう条件がつけられているわけでございします。

したがって、そういう意味では、日本の場合には、公務員の年金制度として、十二年からの公務員制度そのものに対する考え方、そういうことが基本的な約束事として一貫して維持されてきたというふうに由来する、というふうに思っております。

○山井委員 このあたりの不公平だという議論については、過去に議員立法のときに議論されたのかと思っておりますが、在日韓国人などの方の中には、甚だ今の弔慰金というものは不十分だという声が非常に強いと聞いております。

それについて、この四月一日から在日韓国人旧軍人軍属戦没者遺族などに対する立法措置が施行されるわけでございします、まず、その額についてお伺いしたいと思います。例えば戦没者遺族への弔慰金が二百六十万円ということですが、これについて、その根拠を知りたいと思っております。

○滝大臣政務官 御指摘のように、この四月から平和条約締結者というところで、在日韓国人につきまして新たに弔慰金を支給することになるわけ

でございますけれども、その金額が、おっしゃいますように、戦没者等の遺族に對しましては二百六十万、こういうふうな規定にいたしているわけでございます。

その根拠でございますけれども、これに先立ちまして、実は昭和六十三年に台湾の方々に對して同じように弔慰金法における弔慰金というものをお出ししたわけでございしますけれども、そのときの金額が二百万円であった、こういうことをベースにいたしまして、以後、六十三年から今日までの恩給の改定率、それを台湾の場合の二百万円に掛けまして、今回二百六十万円とさせていたのだというのが根拠でございます。

○山井委員 この一時金という形に對して、同じように戦場で戦ったのに、国籍の違いにより、なぜ恩給でなく弔慰金なのかという批判があると聞いています。また、二百六十万円という額で十分だとは思えません。このことに関して、こういう不十分な形だったから受け取らないというふうなケースは出てくるのでしょうか。そのことと、あと、しかし、このような制度が四月一日からスタートする以上は漏れのないように給付してほしいと思っておりますが、この立法措置、四月一日からいつの準備状況についてお答えいただきたいと思っております。

○滝大臣政務官 御心配の点は、一つは、二百六十万円程度であれば受け取らないという方が出てくるのじゃないか、こういうような御懸念でございますけれども、私どもとしては、これは議員立法として長年の懸案を解決した、あくまでも弔慰金、そういうふうなことで立法化したわけでございますので、多くの方に恐らく弔慰金を受け取っていただく、そういうようなことを期待されていると存じますし、私どももそういう意味でできるだけ幅広くPRもさせていただきたい、こういうふうな思っているわけでございします。

そこで、実際の窓口は市町村がやりいただくわけでございますので、昨年の秋、そして、この年明けて二月にも打合会をやっております、と

にかく、これから四月一日以降の業務開始に先立ちまして十分なPRをまず行う、こういうことでございまして、本日も、日刊紙にもそのPRの広告を掲載させていただいているような状況でございます。

○山井委員 ちなみに、この特別立法措置の対象者は大体何人ぐらいと推定をされておられますでしょうか。

○滝大臣政務官 対象者の数字は、なかなか正確にはつかみかねるところがあるのでございしますけれども、今までの朝鮮半島出身者の軍人軍属の数字あるいは戦没者の数、台湾の方々の場合の弔慰金の支給実績、そういうことから推計いたしますと、大体二千人から三千人ぐらい、大変粗い推計でございますけれども、そのような数字を一応推計しているような状況でございます。

○山井委員 今おっしゃったように、戦争で戦った韓国人などの方が二十四万人、永住の在日韓国人などが約五十二万人、その中で何人がこの資格者かというのとはなかなかわかりにくいと思っております。

そこで、そもそもこの弔慰金の申請の窓口は市町村なわけですが、やはり申請漏れがないように、特に在日韓国人などの方々への広報というのは充実する必要があると思っておりますが、どのようにそのあたり、心がけておられますでしょうか。

○滝大臣政務官 基本的には、御高齢の方が多いという前提に立ちまして、とにかくできるだけ親切、懇切に対応させていただくということが基本だというふうに考えております。

そしてまた、言葉の問題もあらうかと存じますので、そういう面でも、パンフレット等にも、言葉の違いと申しますか、日本語以外にもハンブルグ文字でパンフレットをつくるとか、そういうようなきめ細かさが必要だということと準備をさせていただいているような状況でございます。

○山井委員 この「弔慰金等の請求手続など」という資料を読ませていただきますと、公務等で死亡した場合の書類、すごく数が多いですね。

「弔慰金等請求書」「他の法令による給付に関する申立書」「弔慰金等受取金融機関に関する届」「公務傷病等により死亡したことを認めることができる書類」「外国人登録証明書の写し」「先順位者がいない旨の申立書」など、これは、それぞれずべてが必要なのではないのですけれども、非常に申請書類が多いということで、先ほども話がありました、高齢で、かつ在日韓国人などの方なわけですから、こういう行政手続というので非常に混乱あるいは苦勞をされると思います。

先ほどの要望書の中でも、ただでさえ手続が非常にわかりにくいということがありましたので、このあたり、そういうことで、受け取る権利があるのに受け取りづらくなってしまうというのではないようにしていただきたいと思っています。

特に、御高齢になってきて、御自分で歩いて申請ができないというようなケースはどうなりますでしょうか。

○滝大臣政務官 当然そういうことも予想されるわけでございます。市町村の窓口におきましては、本人が病弱な場合にはできるだけ御家族を通じて手続が十分にできますように、そういうようなことで対応させていただくということを考えておるようなことでございます。

○山井委員 御本人さんが亡くなられた後、どうしたら御遺族が受け取れるかということについて、わかりにくいというようにあると思いますので、その相談の窓口もまたきっちりと充実していただければと思います。

それで、少し話は変わるかもしれませんが、在日の韓国人などの方も非常に高齢化をされておられました。

私、昔、京都の老人ホームで実習をさせてもらったことがあるのですが、何力所かで実習させていた感じで感じたのが、五十人の特別養護老人ホームでしたら、京都の場合、必ずお一人かお二人ぐらい、金さんなどという名字で在日の方がおられるわけですね。それで、高齢になると、痴呆でなくとも、日本に来て覚えて日本語を忘れ

てしまつて、もう母国語しかしゃべれなくなるというケース、あるいは、そういう言葉だけではなく、実際、食べ物も、日本料理よりもキムチなどの自分の国の食べ物に恋しくなるといふようなケースも出てくると思います。

私、非常に心が痛みましたのは、日本語もしゃべれなくなる、はつきり言って、文化も多少違うという中で、五十人の特別養護老人ホームで、ある意味で差別をされて、ただでさえ苦しい、つらい人生を送ってこられた在日のお年寄りの方が、安心できるついの住まいであるはずの老人ホームに入つて、またそこで差別をされて、仲間もいずに、非常につらい日々を送っていられる。母国の言葉を話されたら、老人ホームの寮母さん何をしやべっていられるかもわからないわけですね。そういうことを非常に私、戦争という一つのことに端を発する問題でもありますので、心が痛んだのです。

そんなこともあって、私、在日の韓国人などの方から、そういう方々専用の特別養護老人ホームや、あるいはもっと小規模の、七、八人のグループホームなどが必要だ、そんな要望も受けているわけなんです、特別立法以外にこのような介護サービスとしての在日韓国人などの方々への対応を何かお考えでしょうか。

○堤政府参考人 介護保険制度におきましては、日本国籍の有無にかかわらず、国内に住所があるというところであれば、平等に制度の適用があるわけでございます。したがって、在日韓国人の方々につきましても、特別養護老人ホームを初め、介護保険制度の各種のサービスを利用していただけるわけでありまして、例えば、特別養護老人ホーム等におきましては、正当な理由なく入所希望者の入所を拒否するということはできない、例えば、特定の外国人のみを対象としておりますから、あなたはだめですと、その他の方々についての入所を拒否するということは認められないという建前になっております。

ただ、そうはいいまして、実態としていろいろ見てみますと、各施設のサービスあるいは食事の内容等につきまして、入所者のニーズとか、それまでの生活実態に依拠しているところと工夫をされている例は多くございまして、例えば在日韓国人の方々の多い地域では、実態として、施設の中で韓国人向けの環境づくりとか食事の提供といったようなことも行われている例もございまして。

介護保健施設の運営基準の中でも、入所者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立つてサービスを提供するように努めるとか、あるいは、食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするといったようなことを決めておられて、そういうふうな規定を踏まえて、入所者の実態に応じて、それにふさわしいサービスを提供されていくということは適切なことではないかと考えております。

○山井委員 今お答えがありましたように、確かに特定の人を排除するとかいうことは介護保険の中でも難しいかとは思いますが、年をとればとるほど、母国の言葉や母国の文化、母国の食べ物に恋しくなるといふことも御理解いただけると思います。

私がなぜこのようなことを言うかといいますと、私も昔、いろいろな外国の老人ホームでボランティアをして回ったことがあったのですけれども、非常に考えさせられたのが、外国人労働者や移民として来られた方が今、高齢化している。だから、例えばイギリスやスウェーデンでも外国人向けの老人ホームがあったり、グループホームがあったり、あるいは一番わかりやすい例ですと、アメリカのロサンゼルスには日系人向けの敬老人ホームがあるわけなんです。

二十一世紀、国際社会であり、高齢社会になっていきます。また、本日に在日の方々にとっては戦争で傷ついた心というのはいまだに残っていると思いますので、そのあたり、介護保険という見地だけではなく、国家補償という見地から御配慮をいただければと思います。

そこで、もう一つ伺いたいのですけれども、老人ホームだけではなくて、在日韓国人などの御高齢の方が在宅で暮らせるケースもふえてくると思います。そういうときに、例えば韓国の言葉がしゃべれるホームヘルパーさんとか、これは韓国に限らず、日系ブラジル人の方の御高齢の方も、呼び寄せの問題とかで、もしかしら出でくるかと思うのですけれども、国際化に対応した、外国語がしゃべれるホームヘルパーさんがこの家に行くというふうなことも二十一世紀には必要になってくると思うのですが、そのあたりについての取り組みはいかがでしょうか。

○堤政府参考人 サービスを利用する方は当然でございますし、もちろん、サービスを提供される側の方々についても、何人であつてはいけないとか、そういうことはもちろんございせん。ただ、例えば今のホームヘルパーの養成のカリキュラムの中に韓国語が入っているというわけではございせんけれども、できるだけ使っていたらいいように、私も、介護保険のパンプレットを中国語、韓国語、英語というふうに三種類つづいてお配りをしたりして、そういう要望もございましたので、そういう情報提供に関してはできるだけ配慮してやっております。

恐らく実態として、先ほどの特別養護老人ホームの例でもございましたように、そういう地域では、韓国語も話せるような、あるいは在日韓国人みずからヘルパーになつていただいて、家庭を訪問していただくということもだんだんふえてくるのではないかと考えております。

○山井委員 介護保険にしても、日本のお年寄りですえわかに、利用しづらいという声もあるぐらいですから、在日の韓国人などの方々への配慮もぜひしていただきたいと思ひます。この恩給や弔慰金を通して、本日に戦争で御苦勞された方々が安心して長生きができるような社会にしていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。

これまでの質疑により重複するところがあるかもしれませんが、確認の意味で、そしてまた、私の質問というところでよろしくお願いいたします。

恩給受給者は、昭和四十四年の二百八十三万人をピークに年々減少し、平成十三年度は百四十五万人と想定されているところであります。受給者の大多数が遺族、傷病者であり、かつそのほとんどが平均年齢八十歳の高齢者であります。いかに厳しい財政事情といえども、過去において国に尽くし、そして老齢になられた方々に対する処遇はそれなりに行われなければならないと思っております。

そこで、最初に、ますます高齢化する方々の立場を配慮しつつ、今後、我が国の恩給制度の改善に基本的にとり取り組む所存か、大臣にお伺いいたします。

○片山国務大臣 先ほどもやりとりの中で話がありましたように、現在、受給者の平均年齢は、黄川田委員も言われましたように、八十一歳と相当高齢化しております。

ただ、何ども繰り返しますけれども、恩給は国家補償の性格を持つものでございまして、高齢化された受給者の方々のいわば生活の支えであると同時に、心の支えになっておりまして、その処遇改善にはできる範囲で十分な努力をしていかなければならない、こういうふうな思っているわけでございします。

ことしも我々が思ったよりは各方面の御理解をいただいたわけでありますけれども、今後とも、高齢者の方々の立場に立った、相談の充実などに努めながら、恩給年額の実質価値の維持を図るよう、処遇改善に総務省としては全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○黄川田委員 私は、社会保障制度の一環としての公的年金と、恩給はそもそも根本的に性格が違ふと思っております。

改めて大臣からお伺いいたします。

○片山国務大臣 これも委員からお話がありましたように、現在の恩給受給者の大部分は、さきの戦争において犠牲になられた旧軍人の方々の御遺族や、生命、身体を賭して長年軍務に服されまして、または不幸にして傷つかれた旧軍人の方々でございします。恩給は、このような方々との特別の関係に基づき、国として使用者の立場から支給するものでございまして、これも何ども繰り返しますが、国家補償の性格を色濃く持っているものだと思っております。

○黄川田委員 私も、恩給は命を賭して国に尽くされた方々に対する国からの給付でありまして、まさに国家補償であると考えます。

それで、国家補償の性格を有する恩給の特徴は具体的にどのような点か、改めて大坪人事・恩給局長にお尋ねをいたします。

○大坪政府参考人 今先生の方から、恩給の特徴、国家補償の性格という観点でどういふものがあるかという御指摘でございします。三点ほど申し上げたいというふうに思っています。

一点は、まず、その公務性が高いということが言えるかと思ひます。この場合の公務性という意味でございしますが、恩給の種類といたしまして、年数に応じて出します年功的恩給、それから、公務災害というふうによく言われますけれども、亡くなられた場合あるいはけがをされた場合、こういうような場合にお出しします公務的な恩給、実は性格的に二種類あるわけでございしますが、恩給が、もともとスタートが明治維新以降の国内の騒乱のときにつくられたということからも見られますように、先ほど大臣が言いましたように、身体、生命を賭して国に尽くしたというように、これを背景として出ておりますために、公務的なものについて非常に手厚くなっております。

例えば、戦死された場合の公務扶助料というものがあられるわけですが、これは年功恩給としてお出しします普通扶助料の二倍から四倍ぐらいの割増しを実はしております。それから、公務扶助

助料の中でも特に戦死の可能性の高い兵、下士官の方、こういう方には手厚く、上薄下厚の制度というふうになっております。それから、けがをされた方について見ますと、年功恩給の方々の今の普通の平均的な年額が六十万ちょっとでございしますが、増加恩給を含めたけがをされた方の恩給は年額今三百万を超えるというように、公務的なものには非常に手厚くなっております。

二つ目の特徴といたしましては、加算年という制度でございします。これは、実際の勤務年数に乗せをするという考え方でございしますが、その勤務が非常に厳しい勤務、戦地等の場合には割り増しで考えようというものでございします。最高では四倍計算をいたすことになっております。恩給の資格年限は兵、下士官の場合十二年でございします。戦地で三年御勤務された場合には四倍計算で十二年ということ、実際の勤務は三年であつても恩給がつくということ、非常に手厚くなっております。

現実に、今の恩給受給者の実際の勤務年数の平均を見ますと、五年ちょっとの方が平均でございまして、その辺が加算年という制度からくる特徴だろうというふうに思ひます。

それから、三つ目といたしましては、恩給には最低保障制度があるわけでございしますが、この最低保障の適用率が非常に高くなっております。数字で申しますと、恩給受給者の八五%の方はこの最低保障制度により恩給が支給されております。

これはなぜかということですが、今次の大戦の特徴という点にもなるわけでございしますけれども、若くしてお亡くなりになられ、あるいはけがをされ、戦死ということ勤務が短いうちに早く退官、退職になってしまったという実態があるわけでございしますが、恩給の計算というのはやめたときの俸給と年数をベースにいたしますので、どうしてもそういう今次の大戦の特徴として恩給年額が低くなる、ところが、恩給の性格を考えると、そういう国家補償的な性格が強いというときに、余りにも低額な恩給というのでは

やはり問題があるのではないかと、生活の支えという機能が果たせないのではないかと、ということで、最低保障制度を設けたわけでございまして、逐次その充実に努めた結果として、今八五%の方々が最低保障で支給されているというふうな手厚い状況になっている、このような三点を申し述べました。

○黄川田委員 従来、恩給支給については、社会経済情勢の変化に応じて基本年額の改定、いわゆるベースアップに合わせて各種の制度改正を行ってきたと思ひますが、今回の改正案においてベースアップが行われていないのはなぜでしょうか。

また、あわせて、公的年金の額が据え置かれる中、今回、低額恩給の改善と戦没者遺族等の処遇改善を行うこととした理由は何か、大坪局長にお伺いいたします。

○大坪政府参考人 まず、ベースアップの点でございします。

恩給の実質価値を維持するためのベースアップは、過去、公務員給与に準拠して行っておりまして、ところが、昭和六十一年に共済年金制度の大規模改定がございまして、共済年金も物価スライドになったわけでございしますが、そのときに、では、恩給はどういうふうなスライド方式を考へるかということが大きな問題で議論となりました。

結果的に申しますと、公務員給与それから公的年金が使用します物価、この二つの要素を中心に考えながらいろいろ勘案していこうというふうな方式が昭和六十二年以降行われるようになったわけでございします。

それで、平成十三年につきましては、その二つの要素につきまして、先ほど大臣からも御説明がありましたけれども、公務員給与が基本的には俸給月額は据え置かれたということ、それから、公的年金におきましても物価マイナスのところ、据え置くということとでゼロ扱いをされたということ、こういうようなことから恩給のベースアップもしないようになしたわけでございします。

るいは遺族加算の増額はしたということでござい
ますけれども、これは、基本的にやはり恩給の国
家補償的性格というところを考えますと、手をつ
けるべき部分というのはどうしてもあるわけでござ
いますので、そういう部分を私ども、受給者の
方々の御要望も聞きながらいろいろな精査をいた
しまして、結果といたしまして、やはり余りにも
低額なものとは何かすべきではないか、そうしな
いと、国の心というものが出ないのではないかと
いうのが一点でございます。低額恩給で是正しま
す恩給は、実は年四十万を切っております。そう
いう低額なものには、やはり国として何らかの特
別な思いというものをいれるべきではないかなと
いうことでの低額恩給の是正を考えました。

もう一つ、遺族加算の増額ということにつきま
しては、遺族加算は戦死された方々、戦没者の御
遺族の方にお出しするものでございまして、や
はり戦没者の方々のお気持ち、昭和二十八年まで
恩給は出なかった、そういうようなところで非常
に生活に苦勞されたというように考えますと、
と、何らかの措置が必要ではなからうかなとい
うようなことから、遺族加算の増額をいたしたとい
うことでございます。

○黄川田委員 それでは、時間が残り少ないの
で、終わりに、関連いたしました、人道的精神に
基づき弔慰の意等をあらわすため、在日韓国人旧
軍人軍属戦没者遺族等に対し弔慰金を支給すべ
く、平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等
に対する弔慰金等の支給に関する法律が平成十三
年の四月一日に施行される予定であります。

そこで、そのための準備状況はどうでありま
しょうか、そしてまた、平成十三年度予算にどの
ように組み込まれておられるのでしょうか。衛
藤官房審議官にお尋ねいたします。

○衛藤政府参考人 答えいたします。

今、先生からお話しの弔慰金等支給法の施行の
準備状況でございますが、本年一月、総務省の発
足に伴いまして、担当する部署として、大臣官房
に弔慰金等支給業務室を設置いたしました。そこ

で本法の施行に必要な政令、省令の制定を行った
ところでございます。

また、請求の窓口が市町村でございますので、
この事務が円滑に行われますよう、本年二月に都
道府県職員等の担当者を集めて事務の打ち合
わせを行ったところでございます。

このほか、広く国民に周知徹底が必要でござい
ますので、昨日十三日から十八日の間に、中央
紙五紙それから地方紙六十七紙などに御案内の政
府広報を掲載しております。また、各地方自治体
でつくっておりますいわゆるお知らせ等への掲載
とかポスターの掲示を現在、鋭意進めておると
ころでございます。

次に、予算の関係でございますが、平成十三
年度予算案には、初年度分の給付費といたしまして
三十四億三千六百万円、また事務費として一億四
千万円の計上を行ったところでございまして、合
わせて十三年度は三十五億七千六百万円を計上
いたして、鋭意今準備に努めているところでござ
います。

○黄川田委員 遺漏のないような取り組みをよろ
しくお願いいたします。

所得水準の余り高くない私の地元の岩手県や、
また私の知人がある沖縄県では、恩給が貴重な生
活財源である方がおられます。今後ともきめ細か
い制度の運用をよろしくお願いいたしまして、私
の質問を終わります。以上であります。

○御法川委員長 次に、春名眞章君。

○春名委員 日本共産党の春名眞章です。

先ほどの山井委員の質問に続いて、恩給法の第
九条の国籍条項について関連して伺っていきたく
と思います。

朝鮮半島、台湾を植民地化して、自分の意思に
関係なく日本国籍を持たされて日本人として徴用
される、そして戦争に駆り出されていった多くの
外国人がいらっしゃる。ところが、恩給法九条の
第一項で恩給権の消滅事由の一つに「国籍ヲ失
ヒタルトキ」という条項があるために、サンフラ
ンシスコ条約発効と同時に日本国籍を失った外国

人に対して、恩給の受給の権利が剝奪されたまま
になっている。これは何度でも内閣委員会等で議論
もされて、当時の野中官房長官、きょういらいっ
しゃいますけれども、内閣においてもこの問題に
前向きに対処するという御答弁もされて、昨年、
先ほどお話が出ました弔慰金制度ができるという
ことになりました。

私は、こういう一時金支給は正当であると思
います。と同時に、きょう、まず大臣にお伺いした
ことは、その一時金支給の弔慰金制度ができた
から恩給法の国籍条項問題はクリアした、こうは
ならないと思うんですね。別個の問題だと思
うんです。その点をまず確認しておきたいというふう
に思うんです。

○片山国務大臣 今、委員からいろいろお話が
ございましたが、平成十一年三月の野中官房長官の
発言を受けて、政府としては、いろいろな調査検
討の結果、御承知のように、与党三党による議員
立法として、今お話しした平和条約国籍離脱者等
である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関
する法律が昨年の通常国会で提出され、昨年の五月
末に可決成立したわけであります。

そのことと国籍条項云々とは別のことだとい
え別のことではありますけれども、大変深くに関係
があるといえはあります。我々として、我々とし
ては、それは別個のものとしてそれぞれ位置づけ
て、しかるべき対応を考えてまいっております。

○春名委員 人道的な立場からという点で、一時
金の支給が実施をされるということについて、私
は、それはそれとおりで正当なことだと思
うんですが、人権という問題、世界の流れという問題
等々から考えると、この国籍条項という問題をこ
のまま放置するということにはならないと思
うんですね。そういう立場から少し議論をしてみたい
と思います。

それで、七九年に批准をしている世界人権規約
のB規約、二十六条ですね。

すべての者は、法律の前に平等であり、い
かなる差別もなしに法律による平等の保護を受け

る権利を有する。このため、法律は、あらゆる
差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、
宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは
社会的出身、財産、出生又は他の地位等のい
かなる理由による差別に対しても平等のかつ効
果的な保護をすべての者に保障する。

これがB規約の二十六条の条文で、御存じのと
おりです。

この条文に照らすと、国籍によって恩給権を排
除していくということはやはり違反する方向に
なってしまう、違反することになるんじゃない
か、私は率直にそう思いました。大臣、この点
はいかがでしょうか。

○片山国務大臣 今委員、国際人権規約B規約第
二十六条のお話ございましたが、我々が有権解
釈権を有しているわけでは必ずしもありませんけ
れども、合理的理由のある区別を設けることは法
のものと平等に違反するものでないとの最高裁の
判決もあるように、これらの条項がそれぞれの国
の合理的かつ客観的な差を設けることまでも排除
しているわけではないと我々は理解しております。

恩給法におきましては、先ほども副大臣からお
話がありましたように、大正十二年の同法制定以
来、日本国籍の保持を恩給受給権の付与及び存続
の要件としており、このことは公務員年金制度と
しての我が国の恩給制度の沿革や性格に由来する
ものでありまして、御指摘のような国際人権規約
に直ちに違反するものではないと我々は考えてお
ります。

○春名委員 そのことも承知できます。その合理
的理由がある場合ということなんですけれども、
先ほどの議論でもありましたが、私、こう考
えてみたんです。

国の仕事を通じて国民全体のために尽くした
人々に対する、いわば生活保障という意味合いを
持っているのが恩給です。そうだとすれば、
その後日本の国籍をさまたげない理由で失うこと
になったとしても、かつて日本国籍を有して、公

務員としてあるいは軍人として働いたという事実
は全然と残っているわけでありまして、その事
実から、それを合理的な理由にしてこの問題に対
処するというのも、私は排除してはいけないと
思うんですね。

先ほど滝大臣政務官が、大正十二年から、最初
から約束事でそういうふうになっているんだとい
う答弁をされていたと思うんですが、世界
や日本の判決の流れから見ても、そこにしがつい
ていんだらうかということが私は昨今、問われ
ているように感じます。

セネガル人の元フランス兵が国連人権規約委員
会に申し立てを行いました。フランスは一九五一
年の法律に基づいて旧植民地出身者にも同様に年
金を支給していたんですが、途中、一九七五年か
ら、年金額をセネガル人に対しては据え置くとい
う対策をとってしまった、そして、フランス人よ
り低額になってしまったんですね、それはおかし
いじゃないかと申し立てを行った。

同委員会は、八九年の四月、フランスの措置は
国際人権規約二十六条に違反しているという結論
を出したんですね。その理由なんですが、国籍の
変更はそれ自体別異の取り扱いを正当化する根拠
とはなり得ない、なぜならば、年金支給の根拠は
軍務を提供したことにあるのであり、セネガル人
もフランス人も提供した軍務は同じであるからで
ある、非常に論旨明快なんですね。

先ほどの議論もありましたが、アメリカ、イギ
リス、フランス、イタリア、西ドイツ、少し前の
例なので、それぞれ、一時金あるいはもちろん年
金を差別なく支給する。カナダは植民地がありま
せんでしたので、それが問題にならない。日本だ
けが、国籍条項という問題で、はっきり言ってこ
ういう差別がまだ二十一世紀になっても続いてい
るという事態を、私は真摯に受けとめなければなら
ないんじゃないか、こういうふうに感じます。

そこで、大臣にもう一点、違う角度からお聞き
しておきたいと思えます。

一九九九年の十月、大阪高裁で戦後補償をめぐ
る裁判が行われて判決が出ました。国籍による差
別を初めて違憲状態というふうに判断をいたしま
した。原告が日本や韓国両国から何ら補償もさ
れていないのは、憲法十四条と国連人権規約B規
約に違反する疑いがあるという判決であります。
これは高裁の方です、最高裁じゃありませんけ
ども。国籍、戸籍条項の改廃や新たな立法措置を
明確に求める、そういう判決が、二年前の十月で
すけれども、高裁のレベルですが出されている
ほかにもいろいろな判決がございます。似たよう
な判決があります。

したがって、こういう今の裁判例に、今行政そ
して政治が、国会がこたえる使命を帯びているん
じゃないかと私は思うんです。大臣、そういう流
れについてどうお考えでしょうか。

○大坪政府参考人 ちよっと過去の事実的な経緯
という観点で御説明させていただきたいというふ
うに……(春名委員「短くやってください、時間
があまりせんので」と呼ぶ)はい、わかりまし
た。

実は、野中元官房長官がおられますので非常に
答弁しにくいんですが、今、先生が御指摘になり
ました判決を受けてまして、野中官房長官のあの答
弁が出たというふうには私は理解しております。

○春名委員 歴史的な経緯でいえば、そういう流
れになっているんじゃないかと私も理解しており
ます。ただ、ですから、弔慰金制度は正当である
けれども、そのことをもって国籍の問題、差別の
問題について、それで解消してはならないんだと
いうことを私は冒頭に言っているわけなので、議
論をもとに戻さないでください、そのことを申
し上げておきたいと思えます。

それで、この二年間余り、私は随分大きな変化
があったと思うんです。つまり、人権上の差別
撤廃、外国人の国籍問題などについて大きな世
論が広がってきていると思うんです。

例えば、第一に、永住外国人への地方参政権を
付与する問題が、国会にも法案として提案をされ

てまさに議論されるということに今、段階として
なっているわけでしょう。それからもう一つは、
地方の変化として注目できるのは、地方公務員の
職員採用に当たって国籍条項を撤廃する動きが、
御存じのとおりぐっと広がっていますよね。私が
住んでいる高知県が一番最初に国籍条項撤廃をや
りましたけれども、そして今、最新の資料では、
都道府県で八、政令市で八、これが見直しをする
ということになっている。そして、前の前の前
になりますか、白川元自治大臣は、条件つき緩和、
川崎市の方でいこうという方向性を認める
方向を出す。こんな方向になっているわけだ
ね。

つまり、もう国籍によって差別するような時代
ではないと。二十一世紀はそういう差別をなくし
て本当に共生していこうというのが、地方でも、
そして世界でも大きな流れになっているときで
すから、この恩給法が大正十二年にできたから、古
いので、そのまま一貫して守っているのだと言わ
れるのかもしれないけれども、そういう視点で見
たときに、今、不問に付さない、真剣に考えら
るべきにきていると私は実感するんですね。

ですから、一人の政治家として結構です。か
ら、総務大臣、こういう御認識で当たっていく必
要があるのではないかと私は思うのですけれど
も、いかがでしょうか。

○片山山岡大臣 今いろいろ言われましたけれど
も、やはり一國の主権と国籍に絡むいろいろな問
題というのは、私は慎重に考えないといかぬと思
います。今言われましたように、国籍条項の問
題、地方参政権の問題、いろいろ提起されていま
すね。最終的には、ある意味では立法政策の問題
なんです。そこで私は、この国会でいろいろな
ことが真剣に議論されておりますから、その結果
を待ちたい。個人としての意見というのはないの
です。大臣になると、そういうことで御理解
を賜りたいと思えます。

○春名委員 それでは、個人として意見が言いに
くいということですので、別の角度からお聞きし

ます。今、人権の分野では、その国籍を問わずに
保障していこう、特に補償問題をきちんと差別な
く解決していこうというのが私は世界の流れだ
という認識をしていますが、総務大臣はどういう御
認識をされていますか。

○片山山岡大臣 私は、必ずしも委員はこの関
係は勉強しておりませんので、これから十分勉強
して世界の流れを的確につかみたい、こういうふ
うには思っています。

○春名委員 勉強していただければいいのですけ
れども。

私、こう思うのです。国籍要件を課して外国
人を排除することは、ある意味、日本では長い間
一般的だったのです。

例えば社会保障関係を見てください。ほとんど
が日本に住所を有する日本国民というのを対象に
してきました。しかし、一九七九年の国際人権規
約に加入する、八二年の難民条約に加入する、そ
ういう中で、国籍要件というのが撤廃をされて、
そして国民年金、児童手当、公共住宅などが、
相次いで在日外国人の方々に門戸が開かれるとい
うことになってきたんですね。今では、率直に
言って、この恩給法などを含めた援護法令のみが
国籍要件を残すものになって、副大臣がうなずい
ておられるので副大臣に答えていただいてもいい
けれども、いや、本当に時代の遺物のようなもの
になりかけているのです。

ですから、今度私は恩給法の一部改正に当た
っての勉強をしてみても、私も知っているわけでは
ないのですけれども、この九条に出くわしてびく
りしたわけです。二十一世紀に入ってからまだこう
いうものがあるのかという実感を持ったわけなの
で、ぜひ私は、弔慰金制度は大事だけれども、そ
れで不問に付さないで、この問題はやはり真正面
から検討するという立場で臨んでいただきたい。
恩給法に責任を持って一番の大臣ですから、
そういう角度から研究もしていただきたい、検討
してほしいというのを強く要望したいわけ
です。いかがでしょうか。

○片山國務大臣 委員が言われた、日韓の問題、韓国の方の問題については、昭和四十年の協定によって在日韓国人に係るものを含めて法的には完全かつ最終的に解決された、こういうことになっているのですね。ただ、人道的な観点で、野中前官房長官がおられますけれども、そういうことであの立法がとられたわけでありまして、委員の御趣旨は御趣旨としてしっかりと受けとめますけれども、なお我々はいろいろな感覚で検討していきたいと思っています。

○春名委員 全部解決していないから言っているのです。その認識についてまた議論する時間が、質問時間が終了になったので終わりますけれども、改めて私は問題提起をいたしましたので、ぜひ検討の俎上にのせていただくことを期待いたします、私の質問にします。

○御法川委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 それでは、質問は最後になります、与えられた時間もわずかですが、ひとつ真心のこもった答弁をお願いいたします。

新しい百年が始まりました。私は、いま一度この恩給という問題について、おさらいをする意味で幾つか改めて確認をしたい、こういうことで質問することといたしました。

まず第一に、旧軍人恩給の請求権者が申請をし、最終的に裁定されるまでの事務体系、またそれと関連して、軍人恩給にかかわる進達などの事務について、なぜ都道府県が行わなければならないのか、その点について最初にお伺いいたします。

○大坪政府参考人 恩給の手続につきまして、特に都道府県との関係についての御指摘でございます。

恩給を受けようとする方は、まず都道府県に行ってくださいまして書類を出していただきます。書類にはいろいろな書類がございますので、その辺を都道府県の担当の方で整理をしていただいて、厚生労働省に提出していただきます。厚生労働省でチェックしたものが、裁定庁でございます。

す人事・恩給局に参りまして、こちらでいろいろ裁定事務をいたしまして御本人に通知するという流れになるわけでございます。

それで、なぜ都道府県でそういう事務をやるかという御指摘でございますが、実は、恩給におきましては、恩給給与規則という政令があるわけでございますが、そこでは、本属庁という言葉がございます。本属庁を経由して裁定庁に行くというやり方をしろというふうに書いてあるわけでございます。その本属庁は、実は、旧軍人の場合で言いますと、県ごとに置いてありました連隊区司令部、ここです。受け付けをして、それが陸軍の場合ですと陸軍省に流れるという、連隊区司令部の事務と陸軍省の事務が本属庁事務ということになっておりました。

それで、終戦となりまして軍隊制度がなくなりまして、連隊区司令部の事務あるいは陸軍省の事務というものが都道府県と厚生省に分かれて引き継がれたわけでございます。施行規則におきましては、組織がなくなった場合には、本属庁の事務はその引き継いだところが本属庁としてやれという規定がございますので、都道府県それから厚生省は、本属庁という立場でやることになっていくわけでございます。したがって、今都道府県がやっておられる事務は、戦前、連隊区司令部が行っていた事務を引き継いでいるという関係になっていくわけでございます。

○重野委員 次に、今の点と関連があるのですが、恩給法十八条ノ二におきまして、恩給の請求、裁定、支給及び受給権存否の調査に関する手続については政令で定める。恩給給与細則二条ただし書きでは、請求者の退職当時における本籍地を管轄する都道府県及び厚生労働大臣を経由して差し出す、このようになっていくわけですね。

そこで、十八条ノ二の規定は手続規定と私は理解をいたしますが、そうなりますと、恩給行政における地方自治法附則十条の規定、つまり、「都道府県は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に関する事務」云々、こういう条文があるわけですね。

が、その規定はどういうふうに受けとめておられますか。

○大坪政府参考人 ただいま、地方自治法附則十条の規定は恩給制度においてどういうような位置づけがされるのかという御指摘でございます。附則十条に書いてございますことは、先生が言われましたように、都道府県は、軍人軍属であつた者の身上の取扱事務を処理しなければならぬというふうに書いてあるわけでございますが、これは、先ほど申し上げました本属庁としての事務、旧陸軍、軍隊で行われておりました事務の一部が都道府県に流れてきましたものを明示されたものでございます。

この考え方で、恩給法の体系におきましては、施行規則一条におきましてまず本属庁を経由して裁定庁に差し出すべしとありまして、やはり同じ給与規則二十二条に本属庁においては受け付けをしたときは調査をして云々云々というように、いろいろな事務を規定しているわけでございます。

このような一条あるいは二十二条で規定しておりますような、本属庁としての立場の都道府県で行う事務、これを地方自治法におきましては附則十条で明示してあるという関係になるわけでございます。

○重野委員 軍人軍属であつた者の身上の取り扱いに関する事務は、都道府県が行うと定めた地方自治法附則十条の規定に基づいている。

では、厚生労働省が進達事務費等委託費を払っているというのが実態ですが、これはどういう事務変遷の結果そういうふうなことになったのですか。

○三沢政府参考人 お答え申し上げます。旧陸軍関係者の人事記録の移管の問題だと思います。この点につきましては、先ほど恩給局長の方から申し上げておりますけれども、若干、私どもの方で敷衍して申し上げます、旧陸軍の各部

隊が保管しておりました兵籍とか戦時名簿はすべて連隊区司令部に継承されたところでございますけれども、昭和二十年の十一月三十日、陸軍省と連隊区司令部が廃止されました。この廃止に伴いまして、陸軍部隊の復員とそれに関する事項の実施を行うため、同年十二月一日、第一復員省とそれの地方機関として地方世話部、これは原則として各都道府県一カ所、北海道に四カ所地方世話部が設けられました。この機関にこれらの人事記録が引き継がれたということでございます。

その後、昭和二十一年六月になりまして、この第一復員省というものが復員局第一復員局となつたのですけれども、その際に、先ほど申しました地方世話部というものが地方長官の管理に属することになりまして、この関係の職員はいわゆる地方事務官、こうされたわけでございます。

そして、御承知のことと思いますが、昭和二十二年に地方自治法が施行されました。この地方自治法の施行に伴いまして、地方世話部が廃止、改組されました。旧陸軍軍人軍属であつた者の身分上の取り扱いに関する事務は都道府県において処理することとなった。そういうことから、先ほど申しました兵籍、戦時名簿などは都道府県に移管されて現在に至っている、こういう状況をたどっております。こういう経緯を踏まえて、この事務については国で負担すると地方自治法にも書かれておりますものから、私どもでこの関係の経費を負担しているということでございます。

○重野委員 今の答弁であります、本属庁という文言が今に置きかえらるると都道府県という説明なんですけれども、総務省のそういう説明、今、地方分権一括法が成立をするという時代なんですね。中央、地方の役割分担と、地方分権一括法が成立をしたという今の時代、そういう中に今のようないふ説明というものが果たしてマッチする説明なのだろうかという疑問を私は持つのです。

例えば経費負担の問題ですが、経費負担は厚生労働省が進達事務委託費を出しておる。私は、こ

の進達事務については、そういうことであれば総務省が負担すべきものではないのかな、こういうふうな理解をするのですが、そこについてどういうふうな考えを持っているのですか。

○大坪政府参考人 今、厚生労働省に計上されております事務委託費のことでございますが、これは、私どもが答弁しているのか厚生労働省が答弁しているのかよくわかりませんが、私どもが理解しておりますのは、先ほど言いましたように、都道府県と厚生省の関係と申しますのは、本属庁の事務を両方があわせてやるという関係にございまして、ある意味で厚生労働省と都道府県は本属庁の関係の中では一種の親子の関係みたいなものかな、子供に仕事をさすので親が払うという本属庁の事務としての委託費かなという感じがするわけでございます。

人事・恩給局は、先ほど言いましたように、恩給法の世界では本属庁ではなくて裁定庁という立場で位置づけがされております。そこはちょっと立場が違いますので、恩給局に計上というのとはちよつとなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

○重野委員 もう時間もありませんが、今、局長、国と地方の関係は親と子の関係、こういう発言はやはり私はしない方がいい。

それで、この進達事務委託費の中には、その事務に当たる職員の人件費はどういうふうに見られているのでしょうか。私の理解の中では、人件費は入っておらずに読んだのですが、それはちよつとまたおかしいんじゃないかなという感じがするのですが、それはどうでしょうか。

○三沢政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、この恩給の請求書進達関係の業務に要する経費といたしまして、私ども、一定の委託費を都道府県に流しておるわけでございますけれども、その中に、この事務を実施する都道府県の職員の人件費を直接手当てはいたしておりません。これは、いろいろな理由があるのですけれども、それはさておきまして、手当てはし

ておりません。

ただ、先生これまで御承知だと思っておりますけれども、恩給請求書の進達を処理するために当然、人手がかかりますから、その人手に要するという意味で、アルバイト等に要する人件費といいますが、賃金の予算は計上しているところでございます。

○重野委員 最後に要望したいんですが、受給権を持っていないが手続が抜かって請求漏れ、そういうケースもあるのではないかと、そういう方々に対する請求促進について、恩給局としてはどういうふうにして考えておられるか。また、現行受給者の平均年齢はもう八十一歳強、こういうふうな理解をしておりますが、この人たちが死亡した場合の新たな受給権者に対する行政の側からのアクセス、こういう点も大事にしていかなきゃならぬと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○大坪政府参考人 請求漏れがおられるというのは、恩給の性格を考えますときに非常に問題であるというふうな思っております。先ほど先生から御指摘がありましたけれども、都道府県との関係が私ども、いろいろございまして、都道府県が窓口になっていただいております。そこでのいろいろな連絡のとおり合、そういう中で未請求者をなくすようなこともやっておりますし、現実、今、恩給が本人の方に出ておりますのが御遺族の方に転給するというケースもございまして、そういうようなときには転給漏れのないようにいたしたいというふうな思っております。

もう一つ別の角度で申し上げますと、実は年数が足らなくて恩給がもらえないという恩給欠格者の方々についての別途の制度があるわけでございますが、そちらに申請された方々の中で、よく調べてみたら恩給権があるというふうなわがケースも多々ございまして。そういうことも含めて、関係機関と濃密な連絡をとりながら、請求漏れのないように今後とも努めていきたいというふうに思っております。

○重野委員 ありがとうございます。終わります。

○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○御法川委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○御法川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○御法川委員長 次回は、明十六日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項及び第七十五条第二項中「六万六千円」を「七万二千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四

十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成十二年四月分」を「平成十三年四月分」に改め、同項の表中「五六六、四〇〇円」を「五六七、四〇〇円」に、「三九八、〇〇〇円」を「三九九、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第三条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第三項中「六万六千円」を「七万二千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「十四万二千二百円」を「十四万五千二百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十九万九千五百円」を「四十万二千円」に、「二十九万九千六百円」を「三十万五千五百円」に改め、同条第四項中「九万三千九百十円」を「九万六千三百十円」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(傷病恩給の年額の改定)

第二条 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特別傷病恩給については、平成十三年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第二項(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む)又は改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三条第三項の規定によって算出して得た年額に改定する。

(扶助料等の年額の改定)

第三条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、平成十三年四月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五条第二項の規定によって算出して得た年額に改定する。

第四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。次条において「法律第五十一号」という。）附則第十四条第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十三年四月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

第五条 傷病者遺族特別年金については、平成十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によって算出して得た年額に改定する。

（職権改定）
第六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

理由
最近の経済情勢等にかんがみ、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。